

特定非営利活動法人 兵庫県断酒会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人兵庫県断酒会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市長田区御蔵通6丁目17番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、兵庫県民に対して酒害に関する啓発事業を行ない、酒害の及ぼす個人及び社会への悪影響防止に務め、広く精神保健衛生の向上と、社会福祉に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 兵庫県民への酒害に関する啓発活動
- (2) 酒害に関する相談
- (3) 酒害に関する調査及び研究
- (4) 酒害に関する講演会、講習会及び研修会の開催
- (5) 兵庫県内の地域断酒会組織の結成育成促進
- (6) 断酒活動の指導者及び酒害相談員の育成
- (7) 断酒例会の開催
- (8) 酒害者の社会復帰への更生事業
- (9) その他この法人の目的達成のために必要な事業

第3章 会 員

(種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 この法人に入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに理由を付した書面をもって、本

人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならぬ。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事20人以上 30人以内
- (2) 監事2人

2 理事のうち、1人を理事長、3人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3親等以内の親族が役員の総数の 3分の 1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その職務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業

務を執行する。

- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16 条 役員の任期は 2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19 条 役員は、その総数の 3分の 1以下の範囲で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総 会

(種別)

- 第21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2種とする。

(構成)

- 第22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 48条においても同じ。）、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24 条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5分の 1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもつて、招集の請求があったとき。
- (3) 第 15条第 4項第 4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25 条 総会は、前条第 2項第 3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2項第 1号及び第 2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもつて、少なくとも 5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27 条 総会は、正会員総数の 2分の 1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28 条 総会における議決事項は、第 25条第 3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権)

第29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2条、次条第 1項及び第 49条の適用について

は、総会に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第 6 章 理 事 会

(構成)

第31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32 条 理事会は、この定款で定めるものほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 5分の 1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

(3) 第 15条第 4項第 5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2号及び第 3号の規定による請求があったとき、その日から 30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36 条 理事会における議決事項は、第 34条第 3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。

(表決権等)

第37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第 1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2人以上が署名・押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41 条 この法人の会計は、法第 27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長

は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用する、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第47 条 この法人の事業年度は、毎年 4月 1日に始まり翌年 3月 31日に終わる。

(臨時の措置)

第48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4分の 3以上の多数による議決を経、かつ、法第 25条第 3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4分の 3以上の承諾を得なければならない。

3 第 1項第 2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3項に掲げる者のうち、公益社団法人全日本断酒連盟に譲渡するものとする。

(合併)

第52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の 4分の 3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第53 条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雜 則

(細則)

第54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長 金 惠 至 (松 谷 至 博)

副 理 事長 朴 英 雄 (富 永 英 雄)

〃 松 田 克 司

〃 水 野 三 郎

理 事 前 川 孝

〃 矢 野 剛

〃 八 木 順 一

〃 濱 元 巖

〃 島 本 康 則

〃 小野谷 成功

〃 高 見 勉

〃 藤 井 和 男

〃 島 津 義 男

〃 松 田 圭 司

〃 尹 南 栄 (伊 東 南 栄)

〃 本 村 敏 雄

〃 新 居 芳 一

〃 西 田 利 昭

〃 栗 野 尚 夫

〃 徳 田 正 賢

〃 勝 間 田 俊 行

〃 森 山 繁

〃 芦 田 敏 雄

〃 芦谷 真隆
〃 西畠 孝雄
監事 西川 博
〃 山前 典幸

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 15 年度の通常総会の開催日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 14 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
(1) 年会費 正会員 1,700 円
賛助会員 0 円